

三様監査に関する一考察

－ 監査役・公認会計士・内部監査部門の連携の視点から －

A study of Japanese auditing system

－ Focus on the Tripartite Cooperation of Audit & Supervisory Board Member,

Certified Public Accountant and Internal Auditing Department. －

塚 辺 博 崇
Hiroataka TSUKABE

目次

1. はじめに
2. 問題の所在
3. 三様監査の成り立ち
 - (1) 監査役監査
 - (2) 公認会計士監査
 - (3) 内部監査部門による監査
4. 三様監査の連携
 - (1) 連携の現状
 - (2) 連携における課題
5. むすびにかえて

1. はじめに

コミュニケーションとは人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うことである¹。社会で円滑な業務遂行を行うにはコミュニケーションが必要である。それは監査の分野においても同様であり、コミュニケーションを行うことを要求している監査基準委員会報告書が多くあることから伺える²。社内外多くの活動がコミュニケーションで成り立っている企業の活動の一つとしてコーポレート・ガバナンスがあり、その一部を担うものとして監査があるのであれば、ことさら監査に関してコミュニケーションが強調されるのはいかなる理由なのであろうか。

それは我が国のいくつかある監査制度は歴史や根拠となる法律が異なり、目的さえも異なる中、実務上は実質一元化という“国策”のもとに、両者の違いはあえて表面化させず、仮に食い違いが生じても実務面の微調整で調整を図っているため³、同じ監査対象に対しても異なる視点で監査を行っている。そのためコミュニケーションが不十分になっていると考えられる。

先行研究においても、法的な面やコーポレート・ガバナンス体制という機能面から連携を扱っている論文が多く⁴、歴史的な背景に触れられているものも多いが、それは筆者には機能面にどう影

響するののかという検討にとどまっているように見受けられた。また、具体的にどのように連携を図るべきかといった文献においては、なぜそのようなコミュニケーションが阻害されているのかといった点まで踏み込まれているものはなかったと拝察された。

そこで、監査役監査、公認会計士監査、内部監査部門による監査があり、三様監査と言われる我が国の監査制度を考察し、3つの監査制度がどのように連携⁵を図っているのか、そしてその中でいかなる理由でコミュニケーションが阻害され、それにはどのような課題があるのかを検討することとする。

2. 問題の所在

我が国における企業数は約413万社であるが、その中で株式会社は約250万社存在する。そのうち、上場会社は約3,600社であり、会社法及び金融商品取引法の適用を受けている。このほか金融商品取引法のみ適用を受けている約1,000社、金融商品取引法の適用を受けていない会社法上の大会社である会社が約5,400社存在する。それらをすべて合わせても約10,000社であり、企業数でいえば我が国の会社の約2.4パーセントである。しかし、それらの会社は一社あたりの利害関係者の数を考えれば多大な影響を有する。そのため国はこれらの多大な影響を有すると考えられる会社にコーポレート・ガバナンス上のいくつかの一定の制約を置く。その一つであり歴史的にも長いのが監査制度である。

監査といえば財務諸表監査のことを指すことが多いが、監査は財務諸表監査のみを指すものではない。鳥羽（2009）は最も有名とされるASOBACの財務監査の定義⁶を若干修正し、監査全般に広く適用できる一般的定義を示した⁷。それによれば、「監査とは、監査の主題に関連して識別された主張と確立された基準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を監査人の結論として関係者に伝達する組織的なプロセスである」としている。一方、監査と混同されやすい監督を「評価だけにとどまらず、むしろ執行にかかる意思決定や判断に深くかわり、それを実現あるいは是正するためになされる行為」としている。つまり、対象の評価のみを行うのが監査であり、対象に行為を及ぼすこともできるのが監督であるといえる。

監査という用語は、明治時代に現れた用語とされるが、その成り立ちは詳しくはわかっていないようである。「監督、検査」「観察、検査」「監視、検査」「監視、審査」などを圧縮した造語などと言われるが、例えば監査－audit－と監督－supervision－とではそもそもの意味合いが異なることから、監査制度を導入した当時の我が国では、制度として確立した監査があった欧米とは異なる考えで解釈していた可能性がある。そうであるならば、そもそも監査という用語の成り立ちからしてauditというものを形としては導入しながら、欧米で確立していた監査の考え方そのものは正確には導入できなかった可能性がある。そして、監査という概念が定まらないまま監査の歴史を歩んでいったことが、後に様々な監査を取り入れた際に、監査間におけるコミュニケーションを阻害する最初のきっかけとなったと考えられる。

現在の我が国では戦前から改正を経ながら続いてきた監査役による監査制度、戦後導入された公認会計士による監査制度、そして企業から自然発生的に生じてきた内部監査制度を制度化した3つ

の以下に述べる監査制度（以下「三様監査制度」という）によって成り立っている。

3. 三様監査の成り立ち

三様監査とは、監査と称される次の「三様」の監査を総称している。株主の負託を受けた監査役
の監査、社外の職業的専門家である監査人の行う監査、会社の使用人である内部監査部門による監
査である⁸。これら三者の監査の目的は適切な情報を利害関係者に提供するための監査だとしても、
その成り立ちが異なるため、具体的な目的や対象とする利害関係者が異なる場合がある。

(1) 監査役監査

監査はわが国最初の商法（旧商法）が公布された明治23（1890）年における監査役の導入から始
まり、我が国の近代化とともに歩んできた制度といえる。この商法はドイツ及びフランスの商法を
参考にして作成したと考えられ、監査役は業務監査と会計監査の権限を付与された。業務監査とは、
取締役が法令及び定款の規定を遵守して職務の執行をしているか否かについての監査であり、会計
監査は計算書類等に対する監査である⁹。このように監査役にはきわめて広範囲の職務が与えられ株
主及び債権者の保護のために監査をすることとなった。

その後、新たに全面改正された商法（新商法）においても業務監査と会計監査権限を付与されている。
この商法が現在の商法及び会社法の原型となるものである。しかし、この監査役の権限は昭和25（1950）
年に会計監査に限定される。理由としては業務監査の権限が取締役会に付与されるようになったこ
とがある。ここで監査を行う主体が社内で会計監査は監査役、業務監査は取締役会となった。昭和
38（1963）年から昭和47（1972）年にかけて大企業の不祥事や経営破たんがたびたび発生した。その
ため昭和49（1974）年商法が抜本的に改定され商法特例法¹⁰が制定されるとともに業務監査権限が監
査役に復活した。昭和56（1981）年には監査役の常勤監査役制度の導入などの権限強化¹¹、平成5（1993）
年には監査役の任期を3年に伸長するなどの権限強化¹²、平成14（2001）年には監査役の任期を4年
に延長など¹³、昭和25年の業務監査権限が取締役会に移譲されて以降は一貫して監査役の権限は強化
の方向で進んできたといえる。

そして平成14（2002）年、明治以来続いてきた監査役制度が監査委員会制度との選択制になる。
これは商法・会社法が大陸法型の統治機構を導入していたのに対し、英米型の統治機構である委員
会設置会社を導入することによって企業実態に合ったコーポレート・ガバナンス体制を選択させる
意味があった。

(2) 公認会計士監査

法律上もっとも複雑となるのが、外部監査の主体となる公認会計士による監査である。複雑性の
理由は我が国の公認会計士による監査は会社法と金融商品取引法の2つの法律に準拠して行われて
いるからである。

① 金融商品取引法による監査

金融商品取引法の前身は昭和23（1947）年に制定された証券取引法である¹⁴。証券取引法は投資家の保護と国民経済の発展を目的として制定され、上場企業等¹⁵に対し提出する財務諸表に対し公認会計士または監査法人の監査証明の取得を義務付けた。しかし、時代を経るにしたがって多くの新しい金融取引が誕生し、投資家保護が十分に発揮できなくなったため¹⁶、金融商品取引法が平成18（2006）年成立した。金融商品取引法は形式的には証券取引法の改正であるが、横断的に投資家を保護するという観点から100本近い法律の改廃を行っており実質的には新法の制定と位置付けてよい¹⁷。ただ、基本的には財務諸表監査についての規定の変更はなかったため、監査における手続きなどは踏襲されている。そのため金融商品取引法は証券取引法の目的を引き継ぎ、目的を国民経済の健全な発展及び投資家の保護に資すること（金融商品取引法第1条）としているが、目的規定に「資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成を図ること」という文言を追加し、市場法である同法の目的を明確化している。

② 会社法による監査

会社法による監査役の監査の歴史に比べ、公認会計士による会社法の監査は比較的新しい。昭和49（1974）年、商法特例法により業務監査が監査役の職務に復活すると伴に公認会計士による会計監査人監査が導入された¹⁸。導入の理由としては1960年代の不況により相次いで明らかになった粉飾決算が、専門能力を求められていない監査役による会計監査の限界を露呈する形となったからである。このため、社会的影響の大きい大規模な株式会社に対して¹⁹、監査役による会計監査に加えて、職業的専門家である会計監査人による監査が義務付けられたのである²⁰。それまで大規模な株式会社であっても上場企業等でなければ公認会計士による監査を受けずにすんでいたが、会社法では規模による社会的影響を重視し公認会計士による監査を課すこととなった。

このように、我が国は会社法及び金融商品取引法上の監査を求めており、金融商品取引法の適用会社と会社法適用会社には重複した監査が課せられることとなる。しかし、両者の監査を課す目的が異なっている点が問題となる。金融商品取引法は、投資家が自己責任において十分な投資意思決定を行うことが出来るように、必要な情報を提供するという市場法であるのに対して、会社法は私人間の利害関係を調整する私法であるためである。

(3) 内部監査部門による監査

近代的な内部監査部門による監査は19世紀のアメリカの鉄道会社で発祥したとされる²¹。鉄道会社は広範囲に拠点を持ち、多額の現金を扱うため管理が困難であった。そのため、経営者に代わって従業員の適切な業務を把握・統制することが必要となった。その過程で生まれたのが内部監査である²²。内部監査は制度ではなく経営者のための監査として生まれ歩むことになる。

そして、会社の規模が大きくなり経営者の管理が届かなくなる場所が増加するのにしたがって、様々な会社に広がっていった。内部監査部門の内部監査人は、経営者（トップ・マネジメント）の片腕

として活動し、経営者による直接的管理の拡大を志向したものといえる²³。

我が国での内部監査の歴史は公認会計士監査よりも古く、戦前からあったとされる。導入の経緯はアメリカと同様で、大規模になった財閥系において導入されたとされる²⁴。その後、太平洋戦争中に軍需工場に対する陸海軍の外部監査受け入れのために内部監査が広まっていった²⁵。だが、本格的に内部監査が普及するのは証券取引法に基づく外部監査受け入れのための内部監査組織を設置する必要に迫られた昭和25（1950）年以降からである。

その後、国内外において内部統制不備による事件などが起き²⁶、内部統制の構築が取締役の責任として明確になり²⁷、平成21（2008）年より経営者の作成した内部統制報告書の監査が導入されることによって、内部監査の活動内容が制度の一部として取り込まれることになった。

4. 三様監査の連携

（1）連携の状況

会計基準と企業経営は時を経るごとに複雑化し、その傾向が落ち着くことはあっても簡素化の方向へ大きく進むとは考えにくい。このような状況の中、会計・監査の専門家たる公認会計士と、企業の事情に精通した監査役、そして企業の現場を知る内部監査部門の連携はますます重要になってくる。

連携の重要性は近年相次いで出された実務指針や報告書などからもうかがえる。監査役等と監査人の連携に関する共同研究報告「会計監査人との連携に関する実務指針」監査役等とのコミュニケーション（監査基準委員会報告書260）」が主なものである。法の規定する連携は会社法397条や金融商品取引法193条などにあるが²⁸、条文上明示されているものはわずかであり、全体としての連携をどうすべきか、という点では触れられていない。この点を補完するものがこれらの報告書等である。

企業によって構築されるコーポレート・ガバナンスの体制も法によって規定された以外の点は異なっている。そのため、共同研究報告ではあくまで実務の参考に供するための例示であるとしている²⁹。このように法の規定しない範囲を実務指針や共同研究報告、委員会報告書によって補完し、連携を強化するという方式は監査役監査、公認会計士監査、内部監査部門による監査それぞれの分野で今後も続くと考えられる。

（2）連携における課題

それではなぜ連携がいままで図られず、連携なき三様監査が続いてきたのであろうか。それは、そもそもの監査の根本的な問題点、すなわちそれぞれの監査の目的が異なるといった点からではないのだろうか。我が国の監査は旧商法時代から外国の制度を取り入れて発展してきた。そのためその過程では重複する制度同士や考え方の異なる制度を導入してきた。

商法が会社法となり、証券取引法が金融商品取引法になっても、基本的には元の理念を受けついでいるため、法が実現しようとする目的や保護する対象は重複しているものが大半であっても、究極的には異なると言わざるを得ない。監査役は会社法、公認会計士は会社法と金融商品取引法、内

部監査部門は会社法と金融商品取引法の影響を受けている現状では連携を図るといっても、その連携の目的は何を目指しているのか、どの利害関係者の保護のためであるのかという問いに答えるのは難しいこととなる。それゆえ、報告書等で最初に明記される目的は、コーポレート・ガバナンスの一層の向上³⁰やコミュニケーションを行うこと³¹といった一般的な目的の記載にとどまっているのではないのだろうか。会社とそれを取り巻く利害関係者のために監査の目的があるのだとしても、何をどう保護するのかといったものは法の理念と結びつく。法によって設置が求められ、行動する人々にとってその元となる法律が異なれば、連携やコミュニケーションをいかに図ろうと齟齬が出るのはやむを得ないのではなかろうか。

5. むすびにかえて

以上において見てきたとおり、我が国におけるコーポレート・ガバナンスを担う監査制度はその歴史的背景や、目的が異なるため複雑なものとなった。しかし、実務上はその複雑さは実質一元化の名のもとに違いを明確化させず、異なる法の下での監査であっても同質であるとされてきたがゆえに、議論が法的解釈論や監査の意義といった点のみ語られてきたように思える。連携の重要性が叫ばれ、コミュニケーションを求める報告書などが出て来ても、根本的な目的の違いがあれば溝は埋めきることができず、努力に比して三様監査の効率的・効果的な運用は難しいのではないだろうか。

監査における問題が出るたびに、監査に関わる人々への批判が行われる。しかし、このように複雑になった監査制度そのものへの批判はあまり聞かない。監査の研究も実務上の直接の問題点となっているところに比べ、本質的な議論が継続して行われているとは必ずしも言えない。監査の根本となる点の議論が活発になり、実質一元化から真の一元化を目指すことが重要ではないのだろうか。

注

- 1 松村明・三省堂編修所『大辞林』（第三版）三省堂、2006年、p946.
- 2 監査基準委員会報告書240, 250, 265, 450, 505, 510, 550, 560, 570, 600, 705, 710, 720.
- 3 鳥羽至英『財務諸表監査 理論と制度【基礎編】』国元書房、2009年、p.37.
- 4 法的面からは例えば、岡田陽介(2013)「監査役と会計監査人の連携に関する一断面(一)会社法397条に関する若干の考察、愛媛大学法文学部論集」『総合政策学科編』vol.34, pp.1-16。コーポレート・ガバナンス面からは例えば、李湘平「ガバナンス・監督・監査の関係からみた日本の会社法監査の機能」『経済学研究』58(4), 2009年, pp.307-317.
- 5 連携は「連絡を密に取り合って、一つの目的のために一緒に物事をする事」である。そのためコミュニケーションの「人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと」(共に大辞林, 第三版)とは行動が伴うか否かで異なるため文中では両者を区別した。
- 6 ASOBAC (A Statement of Basic Auditing Concepts) 基礎的監査概念報告書
ASOBACによる定義は「監査とは、経済活動や経済事象についての主張と確立された基準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価するとともに、その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的な過程である。」これは経済活動や経済事象に焦点を当てているため財務会計監査の定義とされる。青木茂男監訳・鳥羽至英訳 アメリカ会計学会(基礎的監査概念委員会)「基礎的監査概念」国元書房(1982) p.3.

- 7 鳥羽 前掲書 p.22.
- 8 社団法人日本監査役協会 本部監査役スタッフ研究会 (2009) p.78.
- 9 業務監査と会計監査は会社法381条に根拠を持つ監査制度であるが、条文上定義された文言ではない。
業務監査とは1. 取締役の職務の執行を監査することである。2. 取締役が法令及び定款の規定を遵守して職務の執行をしているか否かについての監査である。
会計監査とは1、監査役及び監査役会は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類等の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。）が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成する。2、計算書類およびその附属明細書（会社法第436条）、臨時計算書類（会社法第441条）、および一定の会社の連結計算書類に対する監査である（会社法第444条）
- 10 当初は監査特例法と呼ばれていたが、監査以外の特例が盛り込まれ商法特例法と呼称されるようになった。
- 11 この他、負債総額基準の導入による商法特例法の大会社の範囲拡大、大会社に複数監査役制度・常勤監査役制度の導入などがある。
- 12 この他大会社に社外監査役・監査役会制度の導入、大会社の監査役員数増（3人以上）などがある。
- 13 監査役を取締役会への出席義務、辞任に関する意見陳述権、社外監査役の半数以上への増員などがある。
- 14 昭和22（1947）年制定、昭和23（1948）年全面改正で昭和25（1950）一部改正を経た。
- 15 上場企業及び店頭登録会社（店頭登録会社はジャスダック開設にしたがって移行）
- 16 証券取引法から金融商品取引法に改組された理由としては粉飾決算、相場操縦、偽計取引、インサイダー取引など資本市場をめぐる事件が頻発したこと。個別・縦割り規制に起因する投資家保護の不備。伝統的な株式や債券に念頭を置いた旧証券取引法による規制の硬直化に伴う金融イノベーションへの阻害。大量保有報告書などTOB制度の不備。などがあげられる。盛田良久・蟹江章・長吉眞一編著『スタンダードテキスト』（第3版）中央経済社、2013年、p.90.
- 17 盛田ほか 前掲書（2013） p.88.
- 18 会社法328条1項 大会社（公開会社でないもの及び委員会設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人をおこななければならない。2項 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。
- 19 会社法では、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上か、負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社を大会社としている（会社法第2条第6項）
- 20 盛田ほか 前掲書（2013） p.130.
- 21 内部監査は組織内部の管理上の必要性から発生してきたものが多く、どの時点から近代的な内部監査と呼ぶかは難しい。古代からその原型はあったという説もあるが、業務監査の起源は19世紀であるとされ（Dale L. Flesher and Marilyn Taylor Zarzeski 「The roots of operational (value-for-money) auditing in English-speaking nations」『Accounting and Business Research』Volume32, pp.93-104. 2002年）、内部監査人の主要業務であることからそこを近代内部監査の起源とした。
- 22 春日部光紀「アメリカ鉄道会社における内部監査の生成と展開」『月刊監査研究』2013年7月号、2013年、p.21.
- 23 春日部 前掲書（2013） p.36.
- 24 川村眞一『取締役・監査役・監査部長等にとっての内部監査』同文館出版、2013年、p.67.
- 25 檜田信夫「内部監査の回顧と展望（1）」『LEC会計大学院紀要』第5号、2009年、pp.37-40.
- 26 大和銀行事件（1995）米国でのエンロン事件（2001）がその後の内部統制厳格化のきっかけとなった。
- 27 判決では内部統制を「リスク管理体制」としている。大和銀行株主代表訴訟事件（大阪地判平成12年9月20日）
- 28 会社法397条1項2項、金融商品取引法193条の3で監査役への報告義務を定めている。
- 29 監査役等と監査人の連携に関する共同研究報告 第1項（3）「本研究の位置付け」
- 30 監査役等と監査人の連携に関する共同研究報告 第1項（1）「本研究報告の目的」
- 31 監査基準委員会報告書260、第3項8号

参考文献

- Dale L. Flesher and Marilyn Taylor Zarzeski 「The roots of operational (value-for-money) auditing in English-speaking nations」『Accounting and Business Research』 Volume32, pp.93-104, 2002年
- 加藤亮太郎「大和銀行ニューヨーク支店損失事件株主代表訴訟第一審判決：内部統制と取締役の責任について」『彦根論叢』第331号, 2001年, pp.125-146.
- 春日部光紀「アメリカ鉄道会社における内部監査の生成と展開」『月刊監査研究』2013年7月号, 2013年, pp.21-40.
- 兼田克幸「会計・ディスクロージャー制度及び監査制度に関わる法制面等における諸課題」『札幌法学』24巻2号, 2013年, pp.133-162.
- 坂井恵「内部統制報告の本質への接近:会計のプロセス、機能、主体の観点から」『千葉商大論叢』49(2), 2012年, pp.113-128.
- 戸田容弘「連携監査の意義と役割」『国士館大学政経論叢』特別記念号, 2011年, pp.489-527.
- 八田進二「企業不正と内部統制との関わり」『会計プロフェッション』Vol.7, 2013年, pp.147-158.
- 檜田信夫「内部監査の回顧と展望(1)」『LEC会計大学院紀要』第5号, 2009年, pp.33-49.
- 檜田信夫「内部監査の回顧と展望(2)」『LEC会計大学院紀要』第6号, 2009年, pp.37-50.
- 李湘平「ガバナンス・監督・監査の関係からみた日本の会社法監査の機能」『経済学研究』58(4), 2009年, pp.307-317.
- 蟹江章・高原利栄子・藤岡英治著『監査論を学ぶ』税務経理協会, 2009年
- 川村眞一『取締役・監査役・監査部長等にとっての内部監査』同文館出版, 2013年
- 松村明・三省堂編修所『大辞林』(第三版)三省堂, 2006年
- 千代田邦夫・鳥羽至英 責任編集『会計監査と企業統治』中央経済, 2011年
- 鳥羽至英『財務諸表監査 理論と制度【基礎編】』国元書房, 2009年
- 鳥羽至英『財務諸表監査 理論と制度【発展編】』国元書房, 2009年
- 盛田良久・蟹江章・長吉眞一編著『スタンダードテキスト』(第3版)中央経済社, 2013年
- 山浦久司『会計監査論』(第5版)中央経済社, 2008年
- 山口信昭『法の世界から見た会計監査』同文館出版, 2013年
- 公益社団法人日本監査役協会 日本公認会計士協会「監査役等と監査人の連携に関する共同研究報告書」2013年
- 社団法人日本監査役協会 本部監査役スタッフ研究会「監査役監査における内部監査部門との連携」2009年